

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2020年11月30日(月)

今週のことば

雇用調整助成金等の延長

新型コロナウイルスの感染が拡大しているため、雇用調整助成金の特例措置や新型コロナ対応休業支援金、小学校休業等対応助成金などの対象期間を来年2月末まで延長する。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

11/30(月)	先勝	秋篠宮さま55歳の誕生日、9月決算法人の確定申告他
12/1(火)	友引	鉄の記念日
2(水)	先負	
3(木)	仏滅	水泳・競泳日本選手権(～6日)
4(金)	大安	人権週間
5(土)	赤口	臨時国会会期末
6(日)	先勝	

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
11/23(月)	勤労感謝の日	
24(火)	26,166 △639	104.46 ▼0.60
25(水)	26,297 △131	104.47 ▼0.01
26(木)	26,537 △240	104.32 △0.15
27(金)	26,645 △108	104.07 △0.25

教育資金等の贈与に係る非課税措置は延長？

直系尊属(父母や祖父母等)から子や孫などに、教育資金や結婚・子育て資金を一括贈与した場合の贈与税の非課税措置は、来年3月末が適用期限となっており、現在、延長などが議論されています。

◆教育資金の一括贈与を1500万円まで非課税
教育資金に係る非課税措置は、直系尊属から30歳未満の受贈者(贈与する前年の合計所得金額が1千万円以下)に教育資金を一括贈与する場合、受贈者ごとに1500万円(学校等以外に支払う費用は500万円が限度)まで贈与税を非課税とするもので、取扱金融機関で専用口座を開設し、贈与する資金の預入等を行い管理する必要があります。

本措置では、受贈者が30歳に達した場合などに口座契約が終了となり、その時点で教育資金として使われなかった残額は贈与税の課税対象となります。また、契約期間中に贈与者が亡くなった場合、その死亡前3年以内の本措置による贈与(平成31年3月以前の贈与は除く)は、死亡日時点での残額が相続税の課税対象となります(受贈者が23歳未満や在学中の場合などは除く)。

◆結婚や子育て資金は1千万円まで非課税

結婚・子育て資金に係る措置は、直系尊属が20歳以上50歳未満の受贈者(贈与する前年の合計所得金額が1千万円以下)に結婚・子育て資金を一括贈与する場合、受贈者ごとに1千万円(結婚関係の費用は300万円が限度)まで非課税とするものです。

受贈者が50歳に達した場合など口座契約が終了となった時点での残額は贈与税の課税対象となり、契約期間中に贈与者が亡くなった場合における残額は、相続税の課税対象となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201545

令和元年度における所得税の調査状況

国税庁によると、令和元事務年度(令和元年7月～2年6月)に実施された所得税の調査等の件数は、実地調査が6万件、文書や電話等による簡易な接触が37万1千件の合計43万1千件(前年度は61万1千件)となり、新型コロナウイルスの影響により大幅に減少しました。

このうち、申告漏れ等の非違があった件数は26万3千件(実地5万件、簡易21万2千件)で、把握された申告漏れ所得金額は7885億円、追徴税額は1132億円となっています。

なお、申告漏れ所得金額のうち、実地調査によるものが5640億円(1件当たり945万円)、簡易な接触が2245億円(同60万円)でした。

★★★ 12月のチェックポイント ★★★

※年末調整に必要な「扶養控除等(異動)申告書」「保険料控除申告書」および各種所得控除を受けるための証明書類を受理し内容を確認。なお、今回は改正事項が多いので注意します。

※換気・マスクの常用・テレワーク・時差出勤など自社で可能な限りのコロナ感染対策を徹底。

※年末繁忙期に部門間で労働時間の片寄りが起きないように、業務の適切な配置を心掛けます。

※年末・年始の資金繰りを再確認し、コロナ関連公的融資を含め早めに金融機関と折衝します。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

◆教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の概要

令和3年3月31日までの間に、30歳未満の受贈者※に対して、直系尊属が教育資金を一括贈与する場合、受贈者ごとに1,500万円（学校等以外に支払われる金額は500万円が限度）まで贈与税を非課税とする措置です。贈与された資金を、金融機関において子・孫（受贈者）名義の口座等により管理し、この資金が教育費に使われることを金融機関が領収書等により確認・記録し、保存します。受贈者が30歳に達した場合などに、口座契約は終了となります。

※信託受益権等を取得した年の前年分の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、本措置の適用を受けることができません。

◎「教育資金」の範囲について（下記(1)及び(2)の合計で1,500万円までが非課税）

(1)学校等に直接支払われる入学金、授業料その他の金銭（1,500万円枠）

学校等に対して支払われたことが、学校等からの領収書等により確認できる費用が対象であり、例えば、入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、教育充実費、修学旅行・遠足費などが挙げられます（学校等が費用を徴収し、業者等に支払う場合も含む）。

(2)学校等以外の者に教育に関する役務の提供等の対価として直接支払われる金銭（500万円枠）

塾や習い事など、学習活動、スポーツ、文化芸術に関する活動、その他教養の向上のための活動にかかる教育指導として社会通念上認められるものへの対価（月謝、謝礼、入会金など）として支払う費用や、施設使用料です。

※受贈者が23歳以上の場合、学習塾や習い事に関する役務提供又は指導の対価は対象外となります。なお、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は対象です。

◎資金管理契約期間中に贈与者が死亡した場合の取扱い

契約期間中に贈与者が死亡した場合には、原則として、その死亡日における非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、その死亡前3年以内にその贈与者から取得した信託受益権等の価額で本措置の適用を受けたものに対応する金額（管理残額）を、贈与者から相続等により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります（相続税額の2割加算は適用なし）。

ただし、受贈者が23歳未満である場合、学校等に在学している場合、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合は、相続等によって取得したものとみなされません。

※平成31年3月31日以前に取得した教育資金については、課税関係は生じません。

◎資金管理契約終了時の残額の取扱い

受贈者が30歳に達するなどで契約が終了した場合に、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額があるときは、その残額は贈与税の課税対象となります。

◆結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の概要

令和3年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の受贈者※に対して、直系尊属が結婚・子育て資金を一括して贈与する場合、受贈者ごとに1,000万円まで非課税（結婚関係の費用は300万円が限度）となる制度です。教育資金に係る措置と同様に、金融機関に子・孫（受贈者）名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を一括して拋出します。受贈者が50歳に達した場合などに、口座契約は終了となります。

※信託受益権等を取得した年の前年分の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、本措置の適用を受けることができません。

◎「結婚・子育て資金」の範囲について（下記(1)及び(2)の合計で1,000万円までが非課税）

(1)結婚に際して支払う金銭（300万円枠）

挙式や結婚披露宴の開催に要する挙式代、会場費、衣装代などや、結婚を機に新たに借りた物件の家賃・敷金等や引越費用などが対象です。

(2)妊娠、出産及び育児に要する金銭（1,000万円枠）

不妊治療や妊婦健診の費用、出産や産後ケアに要する費用、小学校就学前の子の医療費、幼稚園・保育所等に支払う費用などが対象です。

◎資金管理契約期間中に贈与者が死亡した場合の取扱い

契約期間中に贈与者が死亡した場合には、死亡日における非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額（管理残額）を、贈与者から相続等により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります（相続税額の2割加算は適用なし）。

◎資金管理契約終了時の残額の取扱い

受贈者が50歳に達するなどで契約が終了した場合に、非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があるときは、その残額は贈与税の課税対象となります。